

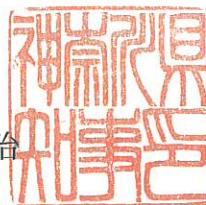
企支第 2742 号  
令和 2 年 3 月 25 日

関係事業者団体代表者

各位

県内経済団体代表者

神奈川県知事 黒岩 祐治



### 新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受ける中小企業 との取引に関する一層の配慮について

新型コロナウイルス感染症が世界的な広がりを見せており、県内においてもサプライチェーンや観光関連産業等への影響がすでに生じています。

新型コロナウイルス感染症の流行により、多くの事業者において、一定の影響を受けられているものと存じますが、特に、経営基盤の弱い中小企業者・小規模事業者においては、取引の停止などの影響がより深刻となります。

そのため、本県では、経営相談窓口を設置するとともに、特別融資などの金融面での支援を行っており、4月から、特別融資を受ける際の信用保証料の補助を拡充してまいります。

貴団体におかれましても、経営基盤の弱い県内中小企業者・小規模事業者に対するこれらの影響を最小限とするため、貴団体に所属する事業者に対して、下記の事項について周知徹底を図るなど更なる措置を講じていただくよう要請いたします。

#### 記

##### 1 納期遅れへの対応

取引事業者が物資不足及び人手不足等に起因して納期に遅れる恐れがあることに留意し、十分な協議の上、顧客を含めた関係者の理解を得て、取引事業者に損失補填を求めることがなく、納期について柔軟な対応を行うとともに、取引の継続的な実施に努めるよう、十分に御配慮いただきたい。

##### 2 適正なコスト負担

原材料価格等の高騰及び短納期による残業や休日出勤の発生等によるコスト増を踏まえ、取引事業者に対し、代金の支払いに当たって追加コストを負担するよう、十分に御配慮いただきたい。

##### 3 迅速・柔軟な支払いの実施

取引事業者の資金繰りが苦しい状況にあることを踏まえ、既定の支払条件にかかわらず

支払期日・支払方法について改めて協議し、速やかな支払いや前金払等の柔軟な支払いに努めるよう、十分に御配慮いただきたい。

#### 4 発注の取消・変更への対応

取引事業者に対し、発注の取消、または数量、仕様等の変更を行う場合には、十分な協議を行い、取引事業者に損失を与えることとならないよう、仕掛品代金の支払いを行うなど、十分に御配慮いただきたい。

問合せ先

産業労働局中小企業部中小企業支援課

課長 森山 電話 045-210-5550

副課長 西野 電話 045-210-5551